



みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹

総合事業の報酬について(案)

訪問型サービスについて

従前相当訪問型サービス

訪問型サービス費 I	週1回程度	月額	1,176単位
訪問型サービス費 II	週2回程度	月額	2,349単位
訪問型サービス費 III	週2回超	月額	3,727単位
訪問型サービス費 IV	週1回程度	回数	268単位
訪問型サービス費 V	週2回程度	回数	272単位
訪問型サービス費 VI	週2回超	回数	287単位

加算内容

・初回加算 ・生活機能向上連携加算 ・介護職員処遇改善加算 ・介護職員等特定処遇改善加算

※加算算定要件等については、介護給付に定められている内容に準じます。

○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

訪問型サービスについて

基準緩和訪問型サービス

訪問型サービス費 I	週1回程度	月額	940単位
訪問型サービス費 II	週2回程度	月額	1,889単位
訪問型サービス費 III	週2回超	月額	2,837単位
訪問型サービス費 IV	週1回程度	回数	219単位
訪問型サービス費 V	週2回程度	回数	219単位
訪問型サービス費 VI	週2回超	回数	219単位

加算内容

・初回加算 ・介護職員処遇改善加算 ・介護職員等特定処遇改善加算

※算定要件等については、介護給付に定められている内容に準じます。

○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

通所型サービスについて

従前相当通所型サービス

要支援1・事業対象者	月額	1,672単位
要支援2・事業対象者	月額	3,428単位
要支援1・事業対象者	回数	384単位
要支援2・事業対象者	回数	395単位

加算内容

- ・生活機能向上グループ活動加算 運動器機能向上加算 ・若年性認知症利用者受入加算
- ・栄養アセスメント加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・選択的サービス複数実施加算
- ・事業所評価加算 ・サービス提供体制強化加算 ・生活機能向上連携加算
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 ・科学的介護推進体制加算 ・介護職員処遇改善加算
- ・介護職員等特定処遇改善加算

※算定要件等については、介護給付に定められている内容に準じます。

○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

通所型サービスについて

基準緩和通所型サービス

要支援1・事業対象者	月額	1,338単位
要支援2・事業対象者	月額	2,652単位
要支援1・事業対象者	回数	306単位
要支援2・事業対象者	回数	306単位

加算内容

- ・介護職員処遇改善加算
- ・介護職員等特定処遇改善加算

※算定要件等については、介護給付に定められている内容に準じます。

○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメントA	438単位
ケアマネジメントB	306単位
ケアマネジメントC	306単位

加算内容

- ・初回加算
- ・委託連携加算

※算定要件等については、介護予防給付に定められている内容に準じます。

○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

・ご質問等について

今回 ご説明させていただきました内容については、介護報酬改定の主な内容になります。報酬改定や基準の改定等に関するお問い合わせは、伊丹市ホームページにてお伝えしておりますように、FAXまたはメールにてお問い合わせください。

伊丹市ホームページ

ホーム⇒組織一覧⇒健康福祉部⇒法人監査課⇒介護保険事業者関連情報⇒令和3年度以降の介護保険制度改正にかかるお知らせ⇒令和3年度介護保険報酬改定について

・算定に係る届出について

届出については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での届出にご協力ください。期日については、令和3年4月15日必着となっています。

伊丹市ホームページ

ホーム⇒組織一覧⇒健康福祉部⇒法人監査課⇒介護保険事業者関連情報⇒介護予防・日常生活支援総合事業⇒加算(減算)の届出について

・単位数マスタについて

単位数マスタについては、作成次第ホームページに掲載させていただきます。

伊丹市ホームページ

ホーム⇒組織一覧⇒健康福祉部⇒介護保険課⇒介護保険サービス事業者向け情報⇒介護予防・日常生活支援総合事業について